

預けて安心!

白筆証書遺言書 保管制度

◆お問合せ先◆

徳島地方法務局

供託課

TEL 088-622-4867

阿南支局

TEL 0884-22-0410

美馬支局

TEL 0883-52-1164

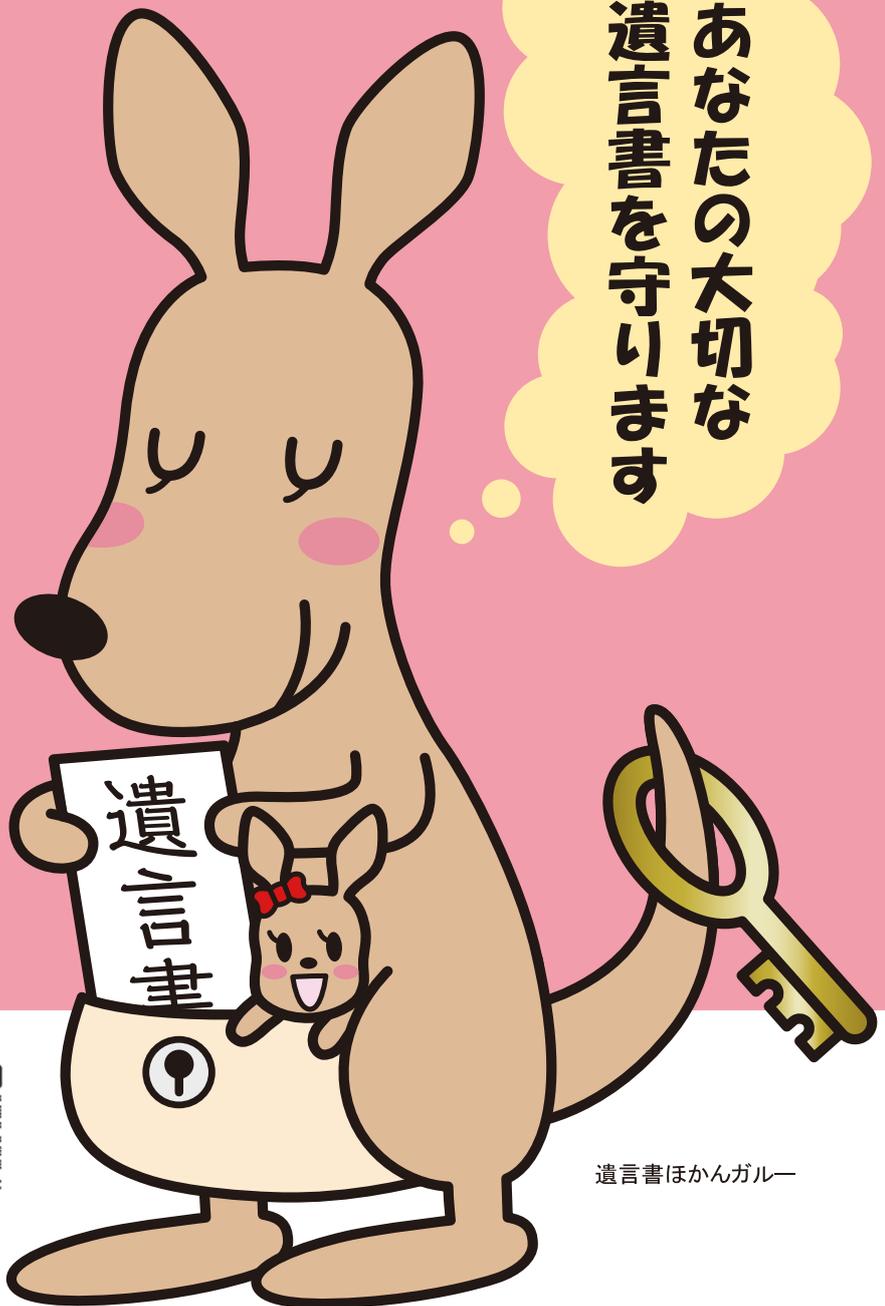


あなたの大切な
遺言書を守ります

遺言書の
保管の申請には

3,900円が

かかります。



遺言書ほかんガルー

手続には
予約が必要です



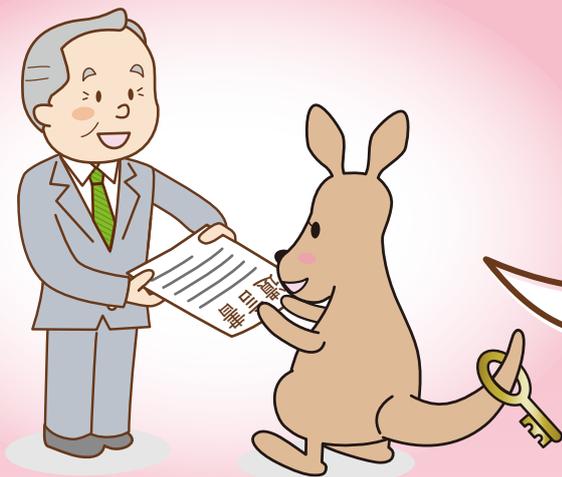
徳島地方法務局

手続案内予約サービスページ

徳島地方法務局

保管制度の詳細な内容は、
徳島地方法務局のホームページをご覧ください。





その遺言書、**法務局**に
お預けください

遺言書

お勧めする方

- ・ 特定の相続人に財産を遺したい方
- ・ 相続人がいない、又は大勢いる方



- ・ こどもがおらず配偶者に遺産全部を遺したい方などなど

安心

管理上のトラブルなし

- ・ 遺言書は、法務局が長期間適正に保管し、遺言書の改ざんや紛失を防ぎます。

親切

遺言者の死後、 通知します

- ・ 申請時に遺言者が指定した方に遺言書が法務局にある旨を通知
- ・ 遺言書の証明書が取得されると、相続人全員に遺言書がある旨を通知



簡単・ 安価

検認不要！ 1 通3,900円

- ・ 家庭裁判所の検認が不要
- ・ 遺言書の保管の申請手数料は1 通3,900円 保管料不要

詳しくは、**法務省HP** 又は**最寄りの法務局**まで

法務省HP

法務省 遺言書

検索



備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



Q 1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話し合い**を行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

早期に遺産分割を
することが困難

相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である**司法書士・司法書士会**等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介する**マンガ**や、相続登記の手続を案内する**ハンドブック**も、提供しています。

詳しくは、**法務省又は徳島地方法務局ホームページ**をご覧ください。

法務省
ホームページ▶



徳島地方法務局
ホームページ▶

